

富里スイカロードレース大会実行委員会補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第127号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月31日告示第75号 平成31年3月26日告示第75号
令和2年4月1日告示第43号 令和4年3月18日告示第34号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、富里市民と全国スポーツ愛好者との交流と親睦を図るとともに、「富里スイカ」の普及を促進し、富里市の地域振興に資するため、富里スイカロードレース大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業について、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、実行委員会に補助金を交付する。

(補助事業及び補助金額等)

第2条 補助の対象となる事業は、富里スイカロードレース大会（以下「大会」という。）とする。

2 補助の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

3 補助金の額は、年額1,000,000円を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める経費はこの限りでない。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業等を着手する前に補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(承認申請)

第5条 前条の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第7条 規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第75号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第75号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日告示第43号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率
大会で使用するスイカ購入費	2分の1以内
大会が中止になった場合の対応経費 その他市長が特に必要と認める経費	10分の10

備考 補助対象経費は、人件費、交際費、慶弔費、食糧費その他補助事業に直接結びつかない経費を除く。ただし、人件費にあつては正職員と異なり雇用期間が1年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員等の労働者に関わるもの及び事業の性質上、必要と認めるものを除き、食糧費にあつては補助金等の交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。